

令和5年度 防犯カメラ設置補助 Q&A

Q1) 事務所・アパートに設置する防犯カメラは対象ですか。

A) ⇒ 「公共の場所を撮影する防犯カメラ」に対する設置補助です。

自治会など、地域住民から構成される団体が、地域の防犯を目的に設置する防犯カメラのうち、**公共の場所（道路、公園、公共広場）を撮影するものが補助の対象**になります。個人や団体の敷地内を撮影するカメラは対象外です。

※ 設置予定の防犯カメラが補助対象となるかのご確認は、別添「チェックリスト」を参考にしてください。

詳しくは市民生活安全課（電話：862-9930）へお問い合わせください。

Q2) 防犯カメラの設置費用はいくらかかりますか。

A) ⇒ 費用は機種や施工業者により様々なので、本市から一概にいくらであると提示できませんが、過去の実績では、補助額の範囲内で設置した団体もあります。

施工業者との相談や交渉、複数の業者から見積りを徴するなどの対応により、各団体の実情に沿った防犯カメラを選択してください。

Q3) 撮影範囲など、防犯カメラの運用に決まりはありますか。

A) ⇒ **あります**（「那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例、施行規則」）

「公共の場所」を撮影対象とする防犯カメラの設置にあたっては、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

撮影方向やカメラの角度調整を行うなど工夫し、プライバシーの侵害とならないよう、くれぐれも配慮してください。

また、撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、所有者（住民）に対し、事前に説明を行い、同意を得ておく必要があります。

※ 公共の場所を撮影する防犯カメラの設置・維持管理には、那覇市の条例及び規則を遵守することが求められます。

※ 設置予定の防犯カメラが本補助金の補助対象となるかのご確認は、別添「チェックリスト」を参考にしてください。

詳しくは、市民生活安全課（電話：862-9930）へお問い合わせください。

Q4) 設置した防犯カメラに対し、苦情を受けたときはどうすればよいですか。

A) ⇒適切かつ迅速に対応し、対応に困った場合は、市民生活安全課にご相談ください。

市の補助を受けて設置した防犯カメラ等、公共の場所を撮影する防犯カメラの設置にあたっては、「管理責任者」を那覇市に届け出る必要があります。

管理責任者は、苦情を受けたときは「地域住民との話し合いで、地域の防犯のために防犯カメラが必要だと判断して設置したこと」「プライバシーの侵害とならないよう配慮を行っていること」等を丁寧に説明し理解を求めるなど、適切かつ迅速に対応してください。

対応に困った場合は、市民生活安全課にご相談ください。

Q5) ダミーカメラやリースカメラは対象となりますか。

A) ⇒対象となりません。

6) 防犯カメラ設置を表示する際の注意点は？

A) ⇒防犯カメラの設置は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知することにより、犯行を抑止する効果を高めることを目的としています。

「防犯カメラ作動中（または録画中）」、「設置者の名称」を明記し、**防犯カメラ設置場所付近の見えやすい場所に標示してください。**

また、防犯カメラの運用期間中に表示内容が消失することがないように、耐久性のあるものにしてください。

※右は那覇市で設置している標示です。

（高さ 240mm×横 100mm）



Q7) 補助申請以外に必要な申請はありますか。

A) ⇒設置場所の土地所有者等の同意が必要となります。(補助補助申請書に添付してください)

公道上に設置する場合は、補助が決まりましたら、施工にあたり各道路管理者から道路占用許可を得てください。

また、当課には、カメラ設置完了後、実績報告書と合わせて、那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例に基づく届け出書(設置運用基準届)を行ってください。

※ 条例上、設置運用基準届は防犯カメラを設置しようとする日から起算して14日前までに届け出を行うこととなっておりますが、当該補助金を利用する場合は、事前に当課と調整した上での設置になりますので、実績報告書と合わせてご提出いただいてかまいません。

Q8) すでに設置している防犯カメラへの設置補助や、維持管理に対する補助はありますか。

A) ⇒ありません。

今回申請した場合も、那覇市からの「補助金交付決定通知書」が届く前に施工した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

その他、

詳しくは市民生活安全課 ([TEL:862-9930](tel:862-9930)) へ

お問い合わせください。